

○松戸市敬老祝金支給条例

平成 8 年 12 月 24 日

松戸市条例第 28 号

(目的)

第 1 条 この条例は、敬老祝金(以下「祝金」という。)の支給に関し必要な事項を定め、もって多年にわたり社会に尽くしてきた高齢者を敬愛し、長寿を祝うことを目的とする。

(支給要件)

第 2 条 祝金は、当該年度の 9 月 1 日に本市に居住し、かつ、住民基本台帳法(昭和 42 年法律第 81 号)に基づく本市の住民基本台帳に記載されている者であって、当該年度内に満 88 歳及び満 100 歳以上の年齢に達するものに支給する。

(祝金の額及び支給月)

第 3 条 祝金の額は、10,000 円とし、当該年度の 9 月に支給する。

(委任)

第 4 条 この条例に定めるもののほか祝金の支給に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

(施行期日)

1 この条例は、平成 24 年 7 月 9 日から施行する。